# ACSES ニュースレター\_ 1 9 9 5 号 (2020 年 12 月 11 日)

発行:NPO法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク (ACSES) 事務局

- 一目次(23 頁)—
- [1] 化学物質関係事故、事件関係
- ◇その他の事故、事件
- ・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
- ・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
- ◇事故、事件の続報
- ・爪水虫薬で健康被害 113 件 自主回収中、立ち入り調査 福井県〈Web 報道〉
- ◇事故・事件対策、措置、訴訟等
- ・人気の家庭用テレビゲーム機などを販売しているかのように装う偽の通信販売サイトに関する注意喚起<消費者 庁>
- ・遊戯施設におけるトランポリンでの事故にご注意ください! 骨折や、神経損傷等の重傷例も-<消費者庁・国民 生活センター>
- [2] 「特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

- ◇省庁発表
- ◇マスコミ報道 見出し

[対策・予防]

- ◇省庁発表
- ◇感染再拡大、旅行が原因 英、遺伝子解析で結論─新型コロナ〈Web 報道〉
- ◇検査薬、ワクチン」、治療薬等

寒葵(カンアオイ)

- ・予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(法律第75号)〈官報〉
- ・予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第346号)〈官報〉
- ・予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令(厚生労働 省令第199号)〈官報〉
- ◇大学等関係
- ・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について〈Web 報道〉
- ◇マスコミ報道 見出し
- [3] 「令和3年度少量新規化学物質の申出手続について」を公開しました。〈経済産業省・厚生労働省・環境省〉
- [4] 環境関連法改正情報 (2020年11月分) を更新しました〈産業環境管理協会〉
- [5] ファクトシート『ダイオキシン類』を掲載しました〈内閣府食品安全委員会〉
- [6] 医薬品
- ◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林 水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件(農林水産省告示第2407号)〈官報〉
- [7] 農薬
- ◇ゴルフ場で使用される農薬に係る平成31年度水質調査結果について〈環境省〉
- ◇登録・失効農薬情報を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
- ◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
- [8] 食品安全衛生関係
- ◇食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(令和2年12月4日生食発1204第1号)〈厚生労働省〉
- ◇食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法〈厚生労働省〉
- [9] 温暖化対策関係



# ACSES ニュースレター\_ 1 9 9 5\_20201211

- ◇温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件(経済産業省・環境省告示第10号)〈官報〉
- ◇国施設の電力、再生エネ3割以上 温室ガス実質ゼロ目指し要請へ〈Web 報道〉
- [10] 調査、公募、意見募集等

[公募、意見募集等] 6件 [公募結果、意見募集結果] 4件

- [11] その他省庁発表
- ◇令和3年(2021年)の祝日について〈内閣府〉
- ◇特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(法律第79号)〈官報〉
- [12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

「開催案内 8件

[13] 海外の化学物質管理情報

○欧州: 3件 ○米国: 4件 ○カナダ: 2件

[14] その他

◇インフルエンザ、感染症関係:6件 ◇その他:1件

[付録]

- ◇予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(法律第75号)〈官報〉
- ◇予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第346号)〈官報〉
- ◇予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令(厚生労働省令第 199 号)〈官報〉
- ◇人気の家庭用テレビゲーム機などを販売しているかのように装う偽の通信販売サイトに関する注意喚起<消費 者庁>
- ◇遊戯施設におけるトランポリンでの事故にご注意ください! 骨折や、神経損傷等の重傷例も-〈消費者庁・国民 生活センター〉

#### [1] 化学物質関係事故、事件関係

#### ◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

<消費者庁 2020年12月10日>

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\_safety\_cms201\_201210\_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案:45件

うち重大事故等として通知された事案:26件

- ・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
- <消費者庁 2020年12月10日>

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\_safety\_cms201\_201210\_02.pdf

1. 事故情報(食中毒情報を除く。): 4件、2. リコール・自主回収情報: 9件、3. 食中毒情報: 6件

# ◇事故、事件の続報

・爪水虫薬で健康被害 113 件 自主回収中、立ち入り調査 福井県

<時事ドットコム 2020年12月10日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/937cfc7bd249d50311ced713d123f4a728aa0cf8

福井県あわら市の製薬会社「小林化工」の「爪水虫(つめみずむし)」などの内服薬に通常容量を超える睡眠導入剤成分が混入していた問題で、県は10日までに同社を立ち入り調査した。

県や同社によると、服用後に意識を失ったなどとする健康被害の情報が113件に上り、うち14件は自動車事故が関係していたという。県は医薬品医療機器法違反に当たる可能性もあるとみて調べている。

この内服薬はイトラコナゾール錠「MEEK」で、有効期限が2023年10月までのもの。同社が自主回収を始めており、県は直ちに服用を中止し、回収に協力するよう呼び掛けている。

# ◇事故·事件対策、措置、訴訟等

・人気の家庭用テレビゲーム機などを販売しているかのように装う偽の通信販売サイトに関する注意喚起

<消費者庁 2020年12月10日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/022359/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\_policy\_cms103\_201210\_1.pdf

人気の家庭用テレビゲーム機などを販売しているかのように装う偽の通信販売サイトに関する注意喚起を行いました。 ---→ 末尾 [付録]

・遊戯施設におけるトランポリンでの事故にご注意ください!

#### -骨折や、神経損傷等の重傷例も-

---**→** 末尾 [付録]

<消費者庁 2020年12月9日>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_safety/caution/caution\_044/

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_safety/caution/caution\_044/assets/consumer\_safety\_cms 204\_20201209\_03.pdf

<国民生活センター 2020年12月9日>

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201209 1.html

#### [2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

#### [状況]

# ◇省庁発表

- ・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和2年12月10日版)
- <厚生労働省 2020年12月10日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=8wq551RKFWPyd4dhY
- ・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
- <厚生労働省 2020年12月10日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=yzKAI-D8HxdymqBZY
- ・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について(空港検疫)
- <厚生労働省 2020年12月10日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=I9ppN4SaxbMip1axY

# ◇マスコミ報道 見出し

- ・国内で過去最多の2973人感染新型コロナ、26人死亡
- <共同通信 2020年12月10日> https://www.47news.jp/news/new\_type\_pneumonia/5591591.html
- ・欧州医薬品庁にサイバー攻撃 新型コロナ禍で激化
- <共同通信 2020年12月10日> https://www.47news.jp/news/new\_type\_pneumonia/5588182.html

# [対策・予防]

#### ◇省庁発表

- ・「水際対策」を更新しました
- <厚生労働省 2020年12月10日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=v0b0V5SIa2MG7tUtY
- ・自治体・医療機関向けの情報一覧(事務連絡等)(新型コロナウイルス感染症)を更新しました

<厚生労働省 2020年12月10日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=8wq551RKFWPyd51hY

# ◇感染再拡大、旅行が原因 英、遺伝子解析で結論─新型コロナ

<時事ドットコム 2020年12月10日> https://www.jiji.com/jc/article?k=2020121000716&g=int

英スコットランド自治政府のスタージョン首相は9日の記者会見で、今夏以降の新型コロナウイルスの感染再拡大は旅行が原因だったと発表した。英科学者チームがウイルスの遺伝子配列を解析した結果、夏季の旅行によって英国内外からウイルスがスコットランドに持ち込まれたと結論付けた。クリスマス休暇を前に、不要不急の旅行の自粛を住民に改めて呼び掛けた。

感染拡大中の日本では、政府が推進する観光支援策「Go To トラベル」をめぐり、菅義偉首相が「感染拡大の主要な要因とのエビデンス(証拠)は存在しない」と主張している。スコットランドの調査結果は日本の議論にも一石を投じる可能性がある。

調査によると、感染第1波では約300種類の新型コロナウイルスがスコットランドで広がったが、3月から 実施したロックダウン(都市封鎖)の結果、これらのウイルスは7月までにほぼ根絶された。しかし、今夏以降 の第2波は、第1波とは全く異なる系統の遺伝子配列を持つウイルスによって引き起こされた。

第2波で確認された新系統のウイルスが、英国内と国外の双方からもたらされたことも判明。スタージョン首相は「調査結果は一度は抑え込んだ感染が再拡大した背景に、旅行が大きな役割を果たしたことを明確に示している」と述べた。

記者会見に同席した自治政府の医療責任者ジェイソン・リーチ教授は「クリスマスに旅行を検討中の人々に対する警鐘と言える。なるべく地元にとどまるよう勧告する」と呼び掛けた。スコットランドは秋以降、再び厳しい封鎖に追い込まれている。

# ◇検査薬、ワクチン」、治療薬等

- ・中国製ワクチン、有効性は86% UAE が発表、正式登録
- <共同通信 2020年12月10日> https://www.47news.jp/news/5591184.html
- ・カナダがワクチン承認 ファイザー製、3カ国目
- <共同通信 2020年12月10日> https://www.47news.jp/news/new\_type\_pneumonia/5587964.html

# ・予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(法律第75号)

[官報] 令和2年12月9日 号外 第256号 12~13頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201209/20201209g00256/20201209g002560012f.html

# ・予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第346号)

[官報] 令和2年12月9日 号外 第256号 15~16頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201209/20201209g00256/20201209g002560015f.html

# ・予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令(厚生労働 省令第199号)

「官報」 令和 2 年 12 月 9 日 号外 第 256 号 28~30 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201209/20201209g00256/20201209g002560028f.html

---**→** 末尾 [付録]

- ・ネットで接種施設の一覧公開 ワクチン、住民票ある地域で
- <共同通信 2020年12月10日> https://www.47news.jp/news/5591804.html
- ・コロナワクチン接種、原則予約で 超低温冷凍庫1万台配備、厚労省
- <共同通信 2020年12月10日> https://www.47news.jp/news/5589126.html

\_\_\_\_\_

# ◇大学等関係

- ・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川~九州・沖縄】(12/10 更新)
- <大学プレスセンター 2020年12月10日> https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html
- ・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道~東京】(12/4 更新)
- <大学プレスセンター 2020年12月4日> https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

\_\_\_\_\_

# ◇マスコミ報道 見出し

- ・「勝負の3週間」効果上がらず ハイペースで感染拡大
- <朝日新聞 2020年12月10日> https://www.asahi.com/articles/ASNDB5QVMNDBULBJ00M.html
- ・GoTo トラベル停止、再提言へ 感染収まらぬ地域念頭
- <朝日新聞 2020年12月11日>

https://www.asahi.com/articles/ASNDB6RQ2NDBULFA03H.html

- ・コロナ対策成功せずと専門家組織 トラベル停止期間の延長議論へ
- <共同通信 2020年12月11日> https://www.47news.jp/news/new\_type\_pneumonia/5591991.html
- ・「偽陰性」でクラスターか 大阪のコロナ治療病院 ウイルス侵入防止に困難さ
- <京都新聞 2020 年 12 月 10 日> https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/443029
- ・福岡コロナ罰則条例案、パブコメに異論 人権侵害懸念も
- <朝日新聞 2020年12月11日>

https://www.asahi.com/articles/ASNDB75YLNDBTIPE00Y.html?iref=comtop\_7\_04

#### [3] 「令和3年度少量新規化学物質の申出手続について」を公開しました。

- <経済産業省・厚生労働省・環境省 2020 年 11 月 30 日 >
- ○経済産業省

https://www.meti.go.jp/policy/chemical\_management/kasinhou/files/information/shinki/shoryoshinkiuket sukeR3.pdf

○厚生労働省

http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/kashin/todoke/shinki/syo\_moushide.pdf

○環境省

http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/reiwa3nendo%20dai1kai%20uketukeannaiset.pdf

- ◇申出は、1 物質 1 用途ごとに行ってください(同一物質でも複数の用途がある場合 は複数の申出が必要です。)。
- ◇用途証明書を添付してください(用途証明書を添付できない場合は、理由の記載が 必要です。)。
- ◇現在、厚生労働省、経済産業省及び環境省では、少量新規申出のオンライン化を推 進しております。

電子申出を行うよう、ご協力をお願いいたします。

#### [4] 環境関連法改正情報(2020年 11月分)を更新しました

<産業環境管理協会(JEMAI) 2020年12月2日> https://www.e-jemai.jp/jemai\_club/act\_amendment/ 更新された情報は、省エネルギー法、オゾン層保護法(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律)、 農薬取締法

# [5] ファクトシート『ダイオキシン類』を掲載しました

< 内閣府食品安全委員会 2020年11月30日>

http://www.fsc.go.jp/factsheets/index.data/factsheets\_dioxin.pdf

ファクトシー ト 《令和 2 年 11 月 30 日作成》

#### ダイオキシン類 (概要)

#### 1. ダイオキシン類とは

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) という化合物の総称です (1)。塩素の数や位置の違いで、PCDD は 75 種類、PCDF は 135 種類、Co-PCB は十数種類の物質がありますが、このうち毒性があるとされているのは、PCDD で 7 種、PCDF で 10 種、Co-PCB で 12 種です(1,2)。

ダイオキシン類は、燃焼の過程等で自然に生成する物質(副生成物)であり、総排出量は減少しています(3,4)。 現在の主な発生源は一般廃棄物焼却施設などの廃棄物処理分野及び製鋼用電気炉等の産業分野が殆どを占め、僅かな比率ではたばこの煙、自動車排出ガス等さまざまな発生源があります。

ダイオキシン類が国内のごみ焼却施設の飛灰等から高濃度で検出されたとの報道が 1983 年に初めてあり、国 民の注目が集まりました。それ以降、海外では人体に悪影響があるとされて、国内でもダイオキシン類の脅威が 大きな話題となりました(5)。ダイオキシン類は、環境中に残留していること、体内に取り込まれると排泄され難 いという性質を持っています。

国内外でのダイオキシン類の発生や環境汚染に対応するように、国際機関や各国政府によって、ダイオキシン類の環境中での挙動、食品中の汚染実態、食事経由の摂取量の実態、ヒトや生物への影響、ハザード評価等の調査研究が実施されるとともに、廃棄物の適正な焼却技術等や汚染土壌の浄化技術、ダイオキシン類の無害化・分解技術、測定分析に関する技術等が開発されました(5,6)。

我が国の主な取り組みとしては、1997 年から、ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会がとりまとめた「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」や大気汚染防止法、廃棄物処理法の改正によって、焼却施設の煙突等から排出されるダイオキシン類の規制やごみ焼却施設の改善等の対策を進めてきました(5)。

1999 年には、「ダイオキシン対策推進基本指針」を策定し、政府一体となってダイオキシン類の排出量を大幅に削減させる等の各種対策を推進するとともに、同年 7 月に、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等のための「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定しました。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」が 1997 年以降逐次改正され、廃棄物の焼却によるダイオキシンの排出に対する規制が強化されました(5,7,8,9,10)。

これらの対策技術の開発と焼却施設の整備、及び規制の強化を行ったことにより、焼却設備等の発生源からの排出量をはじめ、国内における近年のダイオキシン類の環境中の総排出量は、過去に比べて削減が進みました(3,4,5)。また、ヒトの食事経由のダイオキシン類の摂取量や血中濃度は減少傾向にあることが確認されています(11)。

一以下 省略—

#### [6] 医薬品等

◇<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林</u>水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件(農林水産省告示第 2407 号)

[官報] 令和2年12月11日 本紙 第392号 6~7頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201211/20201211h00392/20201211h003920006f.html

# ○農林水産省告示第 2407 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和2年12月11日 農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正

後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改在後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

#### 改正後

動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの((6) から(113)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからいまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。)を除く。

(1)~(19) (略)

(20) <u>馬鼻肺炎生ワクチン(シード)</u>

(21)~(97) (略)

(98) <u>さけ科魚類、ビブリオ病 2 価不活化ワクチン</u> (シード)

(99) ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結 <u>節症混合(油性アジュパント加)不活化ワクチン(シ</u>ード)

(100)  $\sim$  (163) (略)

#### 改正前

動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの((6) から(110)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。)を除く。

(1)~(19) (略)

(新設)

(20)~(96) (略)

(新設)

(新設)

(97)~(160) (略)

# [7] 農薬

# ◇ゴルフ場で使用される農薬に係る平成31年度水質調査結果について

<環境省 2020年12月10日> https://www.env.go.jp/press/108736.html

ゴルフ場で使用される農薬について、平成31年度に都道府県等が実施したゴルフ場排出水等の水質調査の結果を取りまとめましたので公表します。

本調査は、1,607 か所のゴルフ場を対象に、延べ41,962 検体について実施しました。その結果、ゴルフ場の排水口調査で、水濁指針値を超過した事例はありませんでしたが、水産指針値を超過した事例が6件ありました。 1.経緯

環境省は、ゴルフ場における農薬使用の適正化を推進し、水質汚濁の防止を図る観点から、平成2年5月に、 ゴルフ場の排出水の農薬濃度に係る上限としての水濁指針値を定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁 の防止に係る暫定指導指針」を策定しました。

平成29年3月には、水濁指針値に加え、生態系保全の観点から水産動植物被害の防止のための水産指針値を新たに定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」を策定しました。その後、平成30年の農薬取締法改正に係る令和2年4月1日施行内容を踏まえ、令和2年3月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」を策定しました。

都道府県等においては、指導指針に基づき、ゴルフ場で使用される農薬について調査、指導が行われています。 環境省では、平成2年度から、地方自治体等が実施したゴルフ場排出水等の水質調査結果を取りまとめており、 この度、平成31年度の調査結果を取りまとめました。

2. 平成31年度水質調査結果の概要

[1] 調査が実施された都道府県数: 47

[2] 調査対象となったゴルフ場数 : 1,607 か所

[3] 調査対象農薬数 : 231 農薬 (209 成分)

(塩違い等化学的構造の一部に違いはあるものの、環境中で同一の成分となる農薬については、複数の農薬を1つの成分として指針値を設定しているものがある)

[4] 総検体数 : 41,962 検体

# ACSES ニュースレター\_ 1 9 9 5\_20201211

[5] 水濁指針値超過検体数 : 0検体(別表1、2のとおり) [6] 水産指針値超過検体数 : 6検体(別表1、2のとおり)

※ 評価に用いた指針値は令和2年3月27日時点のものです。

3. 調査結果に対する対応

排水口調査の結果、水産指針値を超過した事例が見られたこと、また、分析において定量下限値が指針値を上回っており、指針値超過の有無が不明な事例が見られたことから、ゴルフ場関係者に対し、農薬の使用に関する注意喚起を改めて実施するとともに、定量下限値に留意して分析を行うよう、都道府県に求めることとします。

\_\_\_\_\_

# ◇登録・失効農薬情報を更新しました。

<農林水産消費安全技術センター(FAMIC) 2020年12月1日>

http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm

\_\_\_\_\_

# ◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

<農林水産消費安全技術センター(FAMIC) 2020 年 12 月 2 日>

http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/index.htm

# [8] <u>食品安全衛生関係</u>

# ◇食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(令和2年12月4日生食発1204第1号)

<厚生労働省 2020 年 12 月 4 日 > https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T201204I0010.pdf

生食発 1204 第 1 号 令和 2 年 12 月 4 日

都道府県知事

各 保健所設置市長 殿

特別区長

厚生労働省大臣官房 生活衛生·食品安全審議官

# 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第195号)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第381号)が本日公布又は告示され、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。)の一部がそれぞれ改正されました。改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

#### 第1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 12 条の規定に基づき、L-酒石酸カリウム及びメタ酒石酸を省令別表第1に追加したこと。

2 規格基準告示関係

法第 13 条第 1 項の規定に基づき、L ー酒石酸カリウム及びメタ酒石酸について添加物の規格基準を設定したこと。また、同項の規定に基づき、既に添加物として指定されている炭酸カルシウムについて、規格基準が設定されている炭酸カルシウムの名称を炭酸カルシウム I と改め、新たに炭酸カルシウム II の規格基準を設定したこと。それらに伴い、C 試薬・試液等の改正を行ったこと。

# 第2 施行期日及び適用期日

公布日及び告示日からとする。

# 第3 運用上の注意

- 1 使用基準関係
  - ア. L-酒石酸カリウム、メタ酒石酸及び炭酸カルシウムⅡの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとすること。
  - イ. L-酒石酸カリウム、メタ酒石酸及び炭酸カルシウムⅡの使用基準にいうぶどう酒とは、酒税法(昭和28年法律第6号)第3条第13号に規定する果実酒又は同条第14号に規定する甘味果実酒に該当し、ぶどうを主原料とするものであること。
  - ウ. メタ酒石酸がぶどう酒を濃縮したものに使用される場合、使用基準は希釈後の容量として適用されるも のであること。
- 2 成分規格関係

メタ酒石酸の保存基準にいう気密容器とは、通常の取扱い又は貯蔵の間に固形又は液状の異物が侵入せず、 内容物の損失、風解、潮解又は蒸発を防ぐ

ことができる容器をいうこと。また、気密容器の代わりに密封容器を用いる ことができること。

# ◇食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法

<厚生労働省 2020年12月10日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=k2rYe7ikR08qwvwBY

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第1食品の部A食品一般の成分規格の6の (1)の表の第1欄、7の(1)の表の第1 欄及び9の(1)の表の第1欄に掲げる農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。)の試験法 (同表第3欄に「不検出」と定めているものに係るものを除く。)について、次のとおり定める。

#### 第1章総則

第2章一斉試験法

第3章個別試験法

※「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」(平成17年1月24日付け食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)別添

#### [9] *温暖化対策関係*

◇温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係 数を告示する件(経済産業省・環境省告示第 10 号)

[官報] 令和2年12月11日 本紙 第392号 7頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201211/20201211h00392/20201211h003920007f.html

#### ○経済産業省・環境省 告示第 10 号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第百四十三号)第三条第一項第一号ロの規定に基づき、令和二年経済産業省・環境省告示第二号(温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件)の全部を改正する

令和2年12月11日

経済産業大臣 梶山 弘志

環境大臣 小泉進次郎

温室効果、ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第百四十三号)第三条第一項第一号口の規定に基づき、電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

(平成二十九年度における係数)

第一条 電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、平成二十九年度において使用された他人から供給され

た電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣 及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。(「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地 球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室に備え置いて縦覧に供す る。)

- 2 前項の規定により定められた係数を用いて、平成二十九年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。
- 3 前二項の規定により定められた係数を用いて、平成二十九年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、○・五一二又は○・五○○とする。

(平成三十年度における係数)

- 第二条 電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、平成三十年度において使用された他人から供給された 電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及 び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。(「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球 環境局地球温暖化対策課及び経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 前項の規定により定められた係数を用いて、平成三十年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。
- 3 前二項の規定により定められた係数を用いて、平成三十年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、○・五二一、○・五○○又は○・四八八とする。

(令和元年度における係数)

- 第三条 電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、令和元年度において使用された他人から供給された電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。(「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 前項の規定により定められた係数を用いて、令和元年度において使用された他人から供給された電気の使用 に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基 づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとす る。
- 3 前二項の規定により定められた係数を用いて、令和元年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、○・四八八とする。

#### 附則

この告示は、公布の日から施行する。

- ◇国施設の電力、再生エネ3割以上 温室ガス実質ゼロ目指し要請へ
- <共同 2020年12月10日> https://www.47news.jp/news/5589174.html

\*

# [10] 調查、公募、意見募集等

# [公募、意見募集等]

◇「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」 に対する意見の公募 (パブリックコメント) について 12月4日~1月5日

<経済産業省・厚生労働省・環境省 2020 年 12 月 4 日 > http://www.env.go.jp/press/108492.html 政令案概要 http://www.env.go.jp/press/files/jp/115166.pdf 新旧対照条文 http://www.env.go.jp/press/files/jp/115167.pdf

\_\_\_\_\_

◇「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案(仮称)」に対する 意見募集(パブリックコメント)について 11月30日~12月13日

<経済産業省 2020年11月30日>

\_\_\_\_\_

◇「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部 を改正する命令案 (仮称)」に対する意見募集 (パブリックコメント) について 12月3日~12月17日 <環境省 2020年12月3日>

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200075&Mode=0

\_\_\_\_\_

◇「バイオプラスチック導入ロードマップ(案)」に対する意見募集(パブリックコメント)について 12月4日から1月3日

<環境省 2020年12月4日> http://www.env.go.jp/press/108733.html

\_\_\_\_

◇「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値(案)」に対する御意見の募集(パブリックコメント)につ

いて 12月5日~1月4日

<環境省 2020年12月5日>

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200079&Mode=0

\_\_\_\_\_

◇「水質汚濁に係る農薬登録基準値(案)」に対する御意見の募集(パブリックコメント)について 12月5日~1月4日

<環境省 2020年12月5日>

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200080&Mode=0

\_\_\_\_\_

# [公募結果、意見募集結果]

◇ 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見 等について

<厚生労働省 2020年12月2日>

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200255&Mode=1

\_\_\_\_\_

◇ 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

<厚生労働省 2020年12月2日>

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200256&Mode=1

\_\_\_\_\_

◇「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の一部を改正する省令(案)」及び「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部を改正する件(案)」(乳等の容器包装等に関する規格基準の統合)に係る意見募集の結果について

<厚生労働省 2020年12月4日>

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495190226&Mode=1

\_\_\_\_\_

◇「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(案)」(L-酒石酸カリウム等2品目の添加物への指定)及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(添加物(L-酒石酸カリウム等3品目)の規格基準の設定又は改正)に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

<厚生労働省 2020 年 12 月 4 日>

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200223&Mode=1

#### [11] その他省庁発表

# ◇令和3年(2021年)の祝日について

<内閣府 2020年12月10日> https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html

令和3年(2021年)に限り、「海の日」は7月22日に、「スポーツの日」は7月23日に、「山の日」は8月8日(※)になります。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正後の令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号)第32条第2項の規定に基づき、令和3年(2021年)における海の日、スポーツの日及び山の日は上記の通りとなります。

(※) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条第2項の規定に基づき、8月9日は休日となります。

◇特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(法律第 79 号)

[官報] 令和2年12月11日 号外 第259号 21~23頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201211/20201211g00259/20201211g002590021f.html

# [12] 関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等

#### [開催案内]

・<u>第3回</u> 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 リスク評価ワーキンググループ (ペーパーレス) を開催します 12月23日

<厚生労働省 2020年12月10日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=hXzPkSI8YxWEAe8XY 国によるリスク評価のあり方について

・薬事・食品衛生審議会 薬事分科会を開催します 12月24日、一部公開

<厚生労働省 2020年12月10日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_15358.html

#### 公開案件

[審議事項]

1. 第十八改正日本薬局方(案)について

[報告事項]

1. 令和2年度第2回医薬品等安全対策部会について

非公開案件

〔報告事項〕

- 1. 各部会からの報告(別紙参照)
- ・<u>薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会(オンライン会議)資料</u> 12月11日

<厚生労働省 2020年12月10日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=GeBTDb6g\_4kYnXKLY

- 1. ゲノム編集技術応用食品等の個別品目について
- 2. その他
- ・ 令和2年度第2回ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会の開催について 12月22日、WEB会議
- <環境省 2020年12月10日> https://www.env.go.jp/press/108751.html
  - (1) 今後の緊急措置事業について
  - (2) その他
- 第62回 食品表示部会の開催について 12月17日、テレビ会議

<内閣府 2020年12月10日>

https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/062/kaisai/index.html 食品表示基準の一部改正 (玄米及び精米に関する表示) に係る審議

・食品安全委員会(第800回)の開催について 12月8日

<内閣府 2020年12月10日> http://www.fsc.go.jp/iinkai\_annai/annai/annai800.html

- (1) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について
  - ・「家畜に使用する硫酸コリスチンに係る薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集に ついて
- (2) プリオン専門調査会における審議結果について
  - 「スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
  - ・農薬「フラザスルフロン」に係る食品健康影響評価について
  - ・農薬「ホスチアゼート」に係る食品健康影響評価について
  - ・動物用医薬品「フルララネルを有効成分とする鶏の飲水添加剤(エグゾルト)」に係る食品健康影響 評価について
  - ・プリオン「デンマーク・オーストリアから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価に ついて
  - ・プリオン「フィンランドから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓」に係る食品健康影響評価 について

(4) その他

 ・食品安全委員会 農薬第三専門調査会 (第6回) の開催について
 12月21日、web 会議、非公開

 <内閣府 2020年12月10日>

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku\_annai\_dai3\_senmon\_6.html

- (1) 農薬 (フェナリモル) の食品健康影響評価について
- (2) その他
- ・食品安全委員会 遺伝子組 食品等専門調査会(第206回)の開催について

12月18日、web会議、非公開

<内閣府 2020年12月10日> http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi\_annai\_206.html

- (1) 食品健康影響評価について意見を求められた遺伝子組換え食品等の安全性評価について
- ・BML780 MDT06-221 株を利用して生産された α-アミラーゼ
- ・MAM 株を利用して生産された α-アミラーゼ
- ・DSM32805 株を利用して生産されたキモシン
- (2) その他

# [13] *海外の化学物質管理情報* <NITE 化学物質管理関連情報 第 517 号 2020 年 12 月 9 日 から> ○欧州

· MEPs approve deal on tap water and demand that EU water legislation be respected

<欧州議会(EU Parliament) 2020年12月1日>

https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20201126IPR92513/meps-approve-deal-on-tap-water-and-dem and-that-eu-water-legislation-be-respected

欧州議会の環境委員会は、飲料水指令に関する欧州委員会の措置を承認し、水に関する EU の法律を正しく実施することを要求する決議を採択した。新しい規則は、鉛や有害なバクテリアなど特定の汚染物質の上限を厳しくすることにより、水道水の水質を改善し、水道水の使用を奨励することにより、プラスチックごみの削減を目指している。

• ECHA Weekly - 2 December 2020

<欧州化学品庁(ECHA) 2020年12月2日>

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal\_content/title/echa-weekly-2-december-2020

ECHA は ECHA Weekly の 2020/12/2 版を掲載した。

• ECETOC launches new NanoApp, combined with training for users

<欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC) 2020 年 11 月 30 日>

https://www.ecetoc.org/mediaroom/ecetoc-launches-new-nanoapp-combined-with-training-for-users/

ECETOC は、新たな NanoApp を正式にリリースし、このアプリのユーザーを支援する 2 つの Web セミナーを実施することを発表した。この Web ベースのツールは、REACH 規則に従って企業がナノマテリアルを登録することを支援するものと説明している。NanoAPP  $\sim$ のアクセス  $\rightarrow$  https://www.ecetoc.org/tools/nanoapp/

\_\_\_\_\_

# 〇米国

• <u>EPA Seeks Small Businesses Input on Risk Management Rulemakings for Carbon Tetrachloride and TCE</u> <米国環境保護庁(US EPA) 2020年11月30日>

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-seeks-small-businesses-input-risk-management-rulemakings-carbon-tetrachloride-and

EPA は、四塩化炭素およびトリクロロエチレンの TSCA リスク評価で特定された不合理なリスクに対処するためのリスク管理規則の策定に、アドバイスや推奨事項の提供を求めるため、小規模事業者、政府、および非営利団体に小規模法人代表としての参加を呼びかけている。

· New Interim Strategy Will Address PFAS Through Certain EPA-Issued Wastewater Permits

<米国環境保護庁(US EPA) 2020年11月30日>

https://www.epa.gov/newsreleases/new-interim-strategy-will-address-pfas-through-certain-epa-issued-wastewater-permits

EPA は、ペルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)に対処するための暫定戦略を発表した。第一はEPA が発行した排水許可における PFAS に対処するための暫定的な国家汚染物質排出廃絶システム(NPDES)を詳述する覚え書きを発行したこと、第二は環境媒体中の PFAS を試験するための新しい分析方法の開発状況を公表したことで、分析方法が完成すれば、直ちに連邦政府が PFAS の排水モニタリングを開始できると説明している。

• Availability of the ORD Staff Handbook for Developing IRIS Assessments

<米国環境保護庁(US EPA) 2020年11月30日>

 $https://www.\ federal register.\ gov/documents/2020/11/30/2020-26314/availability-of-the-ord-staff-handbook-for-developing-iris-assessments$ 

EPA は、統合リスク評価システム(IRIS)評価を作成するための研究開発室(ORD)スタッフハンドブック(または IRIS ハンドブック)のリリースに関連し、2021/3/1まで90日間の意見募集を行うことを官報公示した。

• Risk Management for Trichloroethylene (TCE) Opportunities for Public and Stakeholder Engagement <米国環境保護庁(US EPA) 2020年12月4日>

https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/risk-management-trichloroethylene-tce EPA は、TSCA に基づくトリクロロエチレン(TCE)の最終リスク評価における認定とリスク管理プロセスに関する Web セミナーを 2020/12/15 に開催することを発表した。この Web セミナーはリスク管理のための EPA の活動に関する意見を提出できる機会と説明している。

\_\_\_\_\_

#### ○カナダ

· Identification of chemicals and polymers as risk assessment priorities

<カナダ 2020年12月4日>

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan/initiatives/identification-chemicals-polymers-risk-assessment-priorities.html

カナダ政府は、カナダ環境保護法(CEPA 1999)に基づく、リスク評価優先活動の特定(IRAP)の 2019 年レビュー結果を公開した。

Identification of Risk Assessment Priorities (IRAP) ightarrow

https://www.canada.ca/content/dam/eccc/documents/pdf/pded/irap-2019/Identification-risk-assessment-p

riorities-results-2019-review.pdf

• Phthalate Substance Grouping

<カナダ 2020年12月5日>

https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/substance-groupings-initiative/phthalate.html

カナダ政府は、化学物質管理計画 (CMP) で優先度の高い物質として特定された特定のフタル酸エステルグループ (当初の14物質に追加された14物質)の最終スクリーニング評価を公開した。

# [13] その他

# ◇インフルエンザ、感染症関係

- ・香川県の死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について
- <環境省 2020年12月10日> https://www.env.go.jp/press/108811.html

- ・和歌山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認 (家きん国内 21 目) について
- <環境省 2020年12月10日> https://www.env.go.jp/press/108810.html
- ・<u>和歌山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患</u>畜の確認(国内 21 例目)及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
- <農林水産省 2020年12月10日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201210\_4.html

\_\_\_\_

- ・大分県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認 (家きん国内 20 例目) について
- <環境省 2020年12月10日> https://www.env.go.jp/press/108808.html
- ・大分県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(国内 20 例目)及び「農林水産省鳥インフルエン ザ防疫対策本部」の持ち回り 開催について
- <農林水産省 2020年12月10日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201210.html

---

- ・<u>岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(国内 22 例目)及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り 開催について</u>
- <農林水産省 2020年12月11日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201211.html

# ◇その他

- ・大学生就職率、上昇頭打ちに 京都・滋賀 11 大学 20 年卒業生 コロナ影響、来春は悪化必至
- <京都新聞 2020 年 12 月 11 日> https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/443014

#### [付録]

# ◇予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(法律第75号)

上記 [2] 関係

[官報] 令和2年12月9日 号外 第256号 12~13頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201209/20201209g00256/20201209g002560012f.html 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和2年12月9日

内閣総理大臣 菅 義偉

# 法律第75号

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律

(予防接種法の一部改正)

**第一条** 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第六条」を「第六条及び附則第七条第一項」に、「同条第一項」を「第六条第一項」に、「、

第十八条並びに第十九条第一項」を「(附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。)、第十八条(附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。)、第十九条第一項(附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。)並びに附則第七条第一項」に改める。

附則に次の二条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

- 第七条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチン(その有効性及び安全性に関する情報その他の情報に鑑み、厚生労働省令で定めるものに限る。)を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。
- 2 前項の規定による予防接種は、第六条第一項の規定による予防接種とみなして、この法律(第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第十三条第四項中「含む。)」とあるのは「含む。)又は同法第十九条の二第一項の承認を受けているもの(当該承認を受けようとするものを含む。)が同条第三項の規定により選任したもの」と、第十六条第一項中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)」と、第二十五条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。
- 3 前項の規定により読み替えて適用する第二十五条の規定により市町村が支弁する費用は、国が負担する。
- 4 第一項の規定による予防接種については、第二項の規定により適用する第八条又は第九条の規定は、新型 コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに当該感染症に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報そ の他の情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができる。
- 5 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。
  - 一 第一項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
  - 二 第一項の規定による指示をしようとするとき。
  - 三 前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

(損失補償契約)

**第八条** 政府は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該感染症に係るワクチン製造販売業者(前条第二項の規定により読み替えて適用する第十三条第四項に規定するワクチン製造販売業者をいう。)又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に関係する者を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができる。

(検疫法の一部改正)

- 第二条 検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。 第三十四条に次の一項を加える。
  - 2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で指定された感染症の種類について、当該感染症の外国及び国内における発生及びまん延の状況その他の事情に鑑み、当該政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。

第四十条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、「場合」の下に「(同条第二項の政令により、同条第一項の政令で定められた期間が延長される場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に係る特例)

- 第二条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)についての第二条の規定による改正後の検疫法第三十四条第二項の規定の適用については、「状況」とあるのは、「状況、当該感染症に係るワクチンの開発の状況並びに予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定による予防接種の実施の状況」とする。(地方自治法の一部改正)
- 第三条 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) の一部を次のように改正する。

別表第一予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の項中「第六条」を「第六条及び附則第七条第一項」 に、「同条第一項」を「第六条第一項」に、「、第十八条並びに第十九条第一項」を「(附則第七条第二項の規定 により適用する場合を含む。)、第十八条(附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。)、第十九条第 一項(附則第七条第二項の規定により適用する場合を含む。)並びに附則第七条第一項」に改める。

(外国軍用艦船等に関する検疫法特例及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

- 第四条 次に掲げる法律の規定中「第三十四条の規定」を「第三十四条第一項の規定」に改める。
  - 一 外国軍用艦船等に関する検疫法特例(昭和二十七年法律第二百一号)第八条
  - 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十五条の二第一項及び第十五条の三第一項

(住民基本台帳法の一部改正)

第五条 住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号) の一部を次のように改正する。

別表第二の四の項及び別表第四の三の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法附則第七条第一項の予防接種の実施」を加える。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正)

第六条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。 第二十九条第五項中「第三十四条に」を「第三十四条第一項に」に改める。

内閣総理大臣 菅 義偉 総務大臣 武田 良太 厚生労働大臣 田村 憲久

# ◇予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第346号)

上記 [2] 関係

「官報」 令和 2 年 12 月 9 日 号外 第 256 号 15~16 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201209/20201209g00256/20201209g002560015f.html

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月九日

内閣総理大臣 菅 義偉

# 政令第346号

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(令和二年法律第七十五号)の施行に伴い、及び予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

(予防接種法施行令の一部改正)

第一条 予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「限る。)の」を「限り、附則第五項の規定により適用する場合を含む。)の」に改め、 同条第二項中「限る」を「限り、これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む」に改め、「場合」 の下に「及び附則第五項の規定により適用する場合」を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

5 法附則第七条第二項の規定により法(第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する場合におけるこの政令の規定の適用については、第五条中「場所」とあるのは「場所、使用するワクチン」と、第八条中「A類疾病又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)」と、第十条から第十三条までの見出し、第十四条(見出しを含む。)、第十五条の見出し、第十六条(見出しを含む。)及び第十八条の見出し中「A類疾病に係る定期の予防接種等」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種」とする。

(地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号)の項第一号中「限る。)の」を「限り、附則第 五項の規定により適用する場合を含む。)の」に改め、同項第二号中「限る」を「限り、これらの規定を附則第 五項の規定により適用する場合を含む」に改め、「場合」の下に「及び附則第五項の規定により適用する場合」 を加え、同表新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令(令和二 年政令第二十八号)の項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

(新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令の一部改正)

**第三条** 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令(令和二年政令 第二十八号)の一部を次のように改正する。

題名、第一条及び第二条(見出しを含む。)中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改める。

# 附則

この政令は、公布の日から施行する。

 総務大臣
 武田 良太

 厚生労働大臣
 田村 憲久

 内閣総理大臣
 菅 義偉

# ◇予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令 (厚生労働 省令第 199 号)

[官報] 令和2年12月9日 号外 第256号 28~30頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201209/20201209g00256/20201209g002560028f.html

#### ○厚生労働省令第 199 号

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(令和二年法律第七十五号)の施行に伴い、予防接種法及び検疫 法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和2年12月9日

厚生労働大臣 田村 憲久

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令 (健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前	
(令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定め	(令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定め	
る医療に関する給付)	る医療に関する給付)	
第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省	第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省	
令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。	令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。	
一 (略)	一 (略)	

- 二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(同法附則第七条第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。)の医療費の支給
- 三~十一 (略)

二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第 十六条第一項第一号又は第二項第一号(新型イン フルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律 第三十一号)第二十八条第五項から第七項までの 規定により適用される場合を含む。)の医療費の支 給 三~十一(略)

(船員保険法施行規則の一部改正)

**第二条** 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

# 改正後

(令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

- **第八十六条** 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で 定める医療に関する給付は、次のとおりとする。
  - 一 (略)
  - 二 予防接種法 (昭和二十三年法律第六十八号) 第十六条第一項第一号又は第二項第一号 (同法附則第七条第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成二十四年法律第三十一号) 第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。) の医療費の支給

三~十二 (略)

改正前

(令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

- **第八十六条** 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で 定める医療に関する給付は、次のとおりとする。
  - 一 (略)
  - 二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。)の医療費の支給
  - 三~十二 (略)

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第三条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

# 改正後

(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

- 第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令 で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。
  - 一 (略)
  - 二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十 六条第一項第一号又は第二項第一号(同法附則第七 条第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置 法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第五 項から第七項までの規定により適用される場合を 含む。第二十七条の十二第二号において同じ。)の 医療費の支給

三~十二 (略)

改正前

(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

- 第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。
  - 一 (略)
  - 二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第二十七条の十二第二号において同じ。)の医療費の支給

三~十二 (略)

(介護保険法施行規則の一部改正)

**第四条** 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(令第二十二条の二の二第二項第二号の厚生労働省	(令第二十二条の二の二第二項第二号の厚生労働省

令で定める給付)

- **第八十三条の二** 令第二十二条の二の二第二項第二号 の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。
  - 一 予防接種法 (昭和二十三年法律第六十八号) 第十 六条第一項第一号又は第二項第一号 (同法附則第七 条第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置 法 (平成二十四年法律第三十一号) 第二十八条第五 項から第七項までの規定により適用される場合を 含む。第九十八条第一号において同じ。) の医療費 の支給

二~七 (略)

令で定める給付)

- **第八十三条の二** 令第二十二条の二の二第二項第二号 の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。
- 一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六 条第一項第一号又は第二項第一号(新型インフルエン ザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号) 第二十八条第五項から第七項までの規定により適用 される場合を含む。第九十八条第一号において同じ。) の医療費の支給

二~七 (略)

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)

**第五条** 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

# 改正後

(令第二十二条の二の二第二項第二号の厚生労働省 令で定める給付)

- 第八十三条の二 令第二十二条の二の二第二項第二号 の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。
  - 一 予防接種法 (昭和二十三年法律第六十八号) 第十 六条第一項第一号又は第二項第一号 (同法附則第七 条第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置 法 (平成二十四年法律第三十一号) 第二十八条第五 項から第七項までの規定によ適用される場合を含 む。第九十八条第一号において同じ。) の医療費の 支給

二~七 (略)

# 改正前

(令第二十二条の二の二第二項第二号の厚生労働省 令で定める給付)

- **第八十三条の二** 令第二十二条の二の二第二項第二号 の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。
  - 一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十 六条第一項第一号又は第二項第一号(新型インフル エンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十 一号)第二十八条第五項から第七項までの規定によ り適用される場合を含む。第九十八条第一号におい て同じ。)の医療費の支給

二~七 (略)

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

# 改正後

(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療 に関する給付)

- 第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。
  - 一 予防接種法 (昭和二十三年法律第六十八号) 第十六条第一項第一号又は第二項第一号 (同法附則第七条第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成二十四年法律第三十一号) 第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第六十一条第一号において同じ。) の医療費の支給

# 改正前

(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療 に関する給付)

- 第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。
  - 一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十 六条第一項第一号又は第二項第一号(新型インフル エンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十 一号)第二十八条第五項から第七項までの規定によ り適用される場合を含む。第六十一条第一号におい て同じ。)の医療費の支給

二~十 (略) 二~十 (略)

(新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により 検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部改正)

**第七条** 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令(令和二年厚生労働省令第十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

# 改正後

新型コロナウイルス感染症を検疫法第<u>三十四条</u> 第一項の感染症の種類として指定する等の政令 第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準 用する場合の読替えに関する省令

新型コロナウイルス感染症を検疫法<u>第三十四条第一項</u>の感染症の種類として指定する等の政令(令和二年政令第二十八号)第三条の規定により検疫法施行規則(昭和二十六年厚生省令第五十三号)の規定を準用する場合においては、同令第六条第二項中「次に掲げる時間」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間」と、同令第六条の二中「場所」とあるのは「場所及び当該者の体温その他の健康状態」と読み替えるものとする。

# 改正前

新型コロナウイルス感染症を検疫法<u>第三十四条</u>の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令

新型コロナウイルス感染症を検疫法<u>第三十四条</u>の感染症の種類として指定する等の政令(令和二年政令第二十八号)第三条の規定により検疫法施行規則(昭和二十六年厚生省令第五十三号)の規定を準用する場合においては、同令第六条第二項中「次に掲げる時間」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の病原体に感染したおそれのある者があるときは、三百三十六時間」と、同令第六条の二中「場所」とあるのは「場所及び当該者の体温その他の健康状態」と読み替えるものとする。

#### 附則

この省令は、公布の日から施行する。

◇人気の家庭用テレビゲーム機などを販売しているかのように装う偽の通信販売サイトに関する注意喚起

上記 [1] 関係 |

<消費者庁 2020年12月10日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/022359/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\_policy\_cms103\_201210\_1.pdf

人気の家庭用テレビゲーム機などを販売しているかのように装う偽の通信販売サイトに関する注意喚起を行いま した。

#### 詳細

令和2年の夏以降、通信販売サイトで、人気の家庭用テレビゲーム機やゲームソフトを注文して代金を支払った ものの、商品が届かないという相談が、各地の消費生活センターなどに数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、偽の通信販売サイトを運営する事業者が、消費者の利益を不当に害するおそれがある行為(消費者を欺く行為・債務の履行拒否)をしていることを確認したため、消費者安全法(平成21年法律第50号)第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

偽の通信販売サイトの概要

消費者庁がこれまでに確認した偽の通信販売サイト(以下「本件偽サイト」といいます。)は、次のとおりです。

No.	サイトの屋号	URL	アクセス可能期間
-----	--------	-----	----------

1	ОТОКИ	https://www.otokustore.jp	8月上旬~中旬
2	TAKUMI	https://www.takumistore.jp	8月中旬~9月上旬
3	Gaming	https://www.gamingstore.jp	9月中旬~下旬
4	SELECT STORE	https://www.selectstore.jp	10月上旬~中旬
5	E STORES	https://www.estores.jp	10月中旬~下旬
6	SMART STORE	https://www.smartstore.co.jp	11月上旬~中旬
7	FIRST	https://www.1store.jp	11 月中旬~12 月上旬
8	PLUS	https://www.plustore.jp	12月上旬~

- (1) 本件偽サイトには次のような特徴がみられます。
- 家庭用テレビゲーム機「Nintendo Switch」(以下「スイッチ」といいます。)、パソコン、スマートフォン、カメラ、家電製品などを通信販売しているかのように装っています。
- その中でも、特に、消費者に人気があるスイッチの特集ページをサイト内に設けて、消費者を誘引しています (別紙1)。
- 外観は普通の通信販売サイトのようであり、不自然な日本語表記もみられず、一見しただけでは偽サイトと気付くのは困難です。
- 各サイト内には「ご利用規約」のページがあり、それぞれ別の事業者の情報が記載されていますが、これらの情報は全て虚偽のものであり、また、代表者の氏名、サイト運営責任者の氏名、電話番号は記載されていません。このほかにサイトの運営者の手掛かりになる情報はなく、運営者の実体は不明です。
- (2) 本件偽サイトは、次の理由により同一の事業者が運営していると考えられます。
- 各偽サイトの構成は、屋号以外はほぼ同一であり、サイトを流用していると考えられます。(別紙2)。
- 各偽サイトのアクセス可能期間はそれぞれ約半月と短く、また、あるサイトが閉鎖されて間もなく、屋号を変更したサイトが公開されています。
- 各偽サイトのURLについて、「○○store. jp」の「○○」の部分のみが変更されているなど、規則性がみられます。
- 各偽サイトの運営者から消費者に送信されるメールの文面がほぼ同一であり、メールを流用していると考えられます。
- 本件を含め、これまでの偽の通信販売サイトでの被害状況からすると、代金を前払いで個人名義の口座に振り込ませようとする場合には、偽サイトである可能性が高いので、そのようなときは代金を振り込まないことが安全です。

◇遊戯施設におけるトランポリンでの事故にご注意ください!

#### -骨折や、神経損傷等の重傷例も-

上記[1] 関係

<消費者庁 2020年12月9日>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_safety/caution/caution\_044/

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_safety/caution/caution\_044/assets/consumer\_safety\_cms 204\_20201209\_03.pdf

<国民生活センター 2020年12月9日>

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201209\_1.html

近年、様々なトランポリンを取り扱う屋内遊戯施設の増加に伴い、公式競技で使用されるような高く跳躍できるトランポリンで、気軽に遊ぶことができるようになりました。しかし、トランポリンは、安全な遊び方を正しく理解していないと、落下や転倒、衝突により骨折や神経損傷等の重大な事故につながることがあります。トランポリンで遊ぶときは、遊戯施設の利用規約や注意事項・禁止事項をよく確認し、さらに特に次の点に注意して安全に利用しましょう。

(1)トランポリンは、正しく使用しないとけがをする危険性が高まります。施設のルールを守って遊びましょう。

# ACSES ニュースレター\_1 9 9 5\_20201211

- (2)トランポリンを初めて利用される方は、安定した姿勢で跳べる、低めの高さから徐々に体を慣らすようにしましょう。いきなり高く跳ぶことや、宙返りなどの危険な技はやめましょう。
- (3) ジャンプの高さが高くなるほど、衝撃が大きくなり、転落や墜落によるけがの程度が重くなります。公式競技にも使用されるような、高く跳躍できるトランポリンを使用する際は、危険性を理解した上で、無理のない範囲で使用しましょう。
- (4)1 つのトランポリンは 1 人ずつ使用しましょう。同時に 2 人以上で使用すると衝突するなどしてけがにつながる危険性があります。